

令和6年度からの「第三期 データヘルス計画」について (令和6年度から6年間の計画)

データヘルス計画は、レセプト(診療報酬明細書)や特定健診等の健診情報等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画です。

- ・国の指針により、平成27年度よりすべての健保組合がデータヘルス計画を作成し、この計画に基づき保健事業を実施することが義務付けられ、平成27年度より平成29年度までの3年間を「第一期」、平成30年度より令和5年度までの6年間を「第二期」として実施しました。
- ・令和6年度からの6年間を「第三期」として、これまで実施してきた特定健診・特定保健指導、疾病重症化予防事業や第二期から実施した健康アプリ「PepUp」を利用した健康管理コンテンツの提供なども含めた、事業計画を策定しました。
- ・保健事業の目的や内容が加入者、事業者等の関係者に理解され、事業の実効性が高まるようにホームページや広報誌等で公表し、関係者へ周知することになっています。

当健保組合の「データヘルス計画」について

1.健康課題

これまでの保健事業の振り返りやデータ分析などから、明らかになっている当健保組合の健康課題は次のとおりです。

特定健診・特定保健指導について

- 強制被扶養者の特定健診受診率が50%を上回ることがなく、低い水準に止まっている。
- 特定保健指導の実施率が新型コロナの影響により30%以下となり、その後回復していない。

加入者の健康状況

- 若年層における保健指導域該当の実態を集計すると、35歳後半の男性被保険者においては21.5% (176人)、女性被保険者では5.3% (60人)が既に特定保健指導に該当している。
- 生活習慣病の医療費を疾患別に隔年毎に集計すると、3大生活習慣病においては高血圧症を除き増加傾向にあり、脂質異常症、高血圧症、2型糖尿病の順に医療費が高い。

その他

- 歯科対策は定期的なメンテナンス受診が重要と考えられるが、全体で約4割が一年間一度も歯科受診がない。
- リスクが高まるとされている6剤以上の多剤服用が、被保険者で8.9% (約2,000人)、被扶養者で12.6% (約2,900人)存在している。

2.保健事業実施計画

健康課題をふまえて、以下の各種保健事業を実施します。

令和6年度からは新たに被保険者向けの若年層対策や、被保険者・被扶養者向け適正服薬事業の実施を計画しています。

事業名	事業の概要	対象者
機関紙発行	機関紙を定期発行（年3回）し、健保組合の運営・収支、健康情報を提供、加入者のヘルスリテラシー向上に繋げる。 健康アプリ「Pep Up」の登録率を高め、ウェブ媒体への完全切替を目標に進める。	全加入者
医療費通知	毎月健康アプリ「Pep Up」を利用して配信、自らがかった医療費の実情を理解して貰う事により、受診の適正化に繋げ、健保組合の健全な運営に資するようにする。 現在は一部ハガキ通知を併用しているが、今後「Pep Up」配信への完全移行を進める。	全加入者
WEBサービスによる健康増進支援	健康アプリ「Pep Up」を導入、インセンティブ（ポイント）を付与することで健康イベントへの参加を促進し、健康情報を提供、ヘルスリテラシーの向上を図る。	被保険者 配偶者
特定健診	40歳以上の加入者の健康維持のため、メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握およびリスク者のスクリーニングを行い保健指導対象者を抽出する。	被保険者 被扶養者
特定保健指導	メタボリックシンドローム対象者の減少を目的に、40歳以上の生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善のため、保健指導を実施する。	被保険者 被扶養者
後発医薬品の差額通知	年4回健康アプリ「Pep Up」を利用した配信後発医薬品の使用を促進し、調剤医療費の適正化を図る。	被保険者 被扶養者
壮年健診	強制被保険者壮年層（35歳以上）に対する事業主の行う定期健診を、受診費用に対して一定額を健保組合が事業主に補助することで健診内容を充実させ、疾病予防と早期治療による健康の保持増進を図る。	被保険者
任意健診	任意健診（各種がん検査、婦人科検診、脳ドックなど）について、受診費用の一定額を健保組合が受診者に補助することで、定期健診及び壮年健診での健診項目以外のより高度な検査を実施することにより、一般被保険者の疾病予防と早期治療による健康の保持増進を図る。	被保険者

事業名	事業の概要	対象者
人間ドック	疾病予防と早期治療による健康の保持増進のため、35歳以上の強制被扶養者、特退被保険者・被扶養者の希望者に健保組合が委託した健診機関で人間ドックを実施。受診費用に対して一定額を健保組合が受診者に補助する。	被保険者 被扶養者
予防接種	インフルエンザ罹患予防による健康の保持のため、接種費用に対して一定額を健保組合が接種者に補助する。	全加入者
若年層対策	若年層が受診可能な健診事業を提供し、受診費用に対して一定額を健保組合が受診者に補助することで、疾病予防と早期治療による健康の保持増進を図る。	被保険者
電話相談	健保組合が委託した相談機関を利用し、電話またはメールにて病気や健康、出産や育児についての悩みや不安、食事、運動、日常生活、高齢者のケアなど健康に関すること全てについて相談できる体制を国内外問わず24時間365日提供。	全加入者
生活習慣病重症化予防〔情報提供〕	服薬しているが、高血糖・高血圧・脂質異常が改善しない者に対し、外部業者に委託し適正治療実践、継続のための啓発、サポートを行う。	被保険者 被扶養者
生活習慣病重症化予防〔受診勧奨〕	高血糖・高血圧・脂質異常であるが医療機関を受診していない者に対して、外部委託業者を活用し受診勧奨を行う。	被保険者 被扶養者
禁煙サポート	強制被保険者のうち、喫煙習慣があり、禁煙の意思のある人に対して禁煙サポートプログラムを提供し、喫煙習慣に起因する心疾患、がん、脳血管疾患等の発症予防を図る。	被保険者
歯科健診	希望者が外部委託先のWEBサイトにて健診を申込みと、外部委託先が斡旋予約を行う仕組みを提供、加入者の歯科疾病予防と早期治療による健康の保持増進を図る。	全加入者
歯科受診勧奨通知	歯周病及びう蝕リスクがあり、1年以上の歯科未受診者への歯科受診勧奨通知を実施、加入者の歯科疾病予防と早期治療による健康の保持増進を図る。	被保険者 被扶養者
適正服薬事業	多剤や飲み合わせリスクがある方へ適正服薬を促す通知を実施、薬剤の飲み過ぎなどによる副作用や有害事象の発生リスクの軽減を図る。	被保険者 被扶養者